

実施方針に対する質問及び回答

NO.	質問箇所			質問書	質問に対する回答
	ページ	項目番号	項目名	質問内容	回答
1	—	—	用語定義 【協力企業】	焼却灰を外部で資源化する者は、協力企業に該当し、SPCへの出資の必要は無いとの理解で良いでしょうか？	お考えのとおりです。
2	1	1(1)エ	エ 事業目的	「併せて、市は、本事業を民間事業者に長期間、一括で実施させることにより、民間事業者の創意工夫による効率性を発揮させることで、市の財政負担の縮減及び公共サービス水準の向上をはかるものとする。」とあります。発生する灰又は残渣物の資源化を行う業務は、運営・維持管理期間20年と同様の期間で、一括委託するという理解でよろしいでしょうか。	効率的かつ安定的に資源化を行うことができるならば、期間及び業務の一括・分割については問いません。
3	1	1(1)オ(7)	オ 本施設整備・稼働の基本方針 (7) 焼却残渣の徹底した利活用ができる施設	「市内に大規模な埋立処分場を有していないことから」につき、仮に処分場を有している場合には、貴市は市内で積極的に再資源化をはかり、市内での最終処分量を最小化するというお考えでよろしいでしょうか。	市内での処分場の有無に関わらず、処分場の効果的な活用は必要と考えていることから、灰等資源化の積極的な推進は必要と考えています。
4	1	1(1)オ(7)	オ 本施設整備・稼働の基本方針 (7) 焼却残渣の徹底した利活用ができる施設	「市内に大規模な埋立処分場を有していないことから、処理残渣も利活用する処理システムを推進する必要がある」の部分について、冒頭に「市内」とありますので、出来る限り市内もしくは施設内で資源化できることが最も有効であるという理解でよろしいでしょうか。	より効率的な資源化を安定的に継続することを求めているものです。
5	2	1(1)カ	カ 本施設の概要	外部の資源化事業者は、運営・維持管理期間中に変更することが出来るという理解でよろしいでしょうか。	運営期間に亘って継続的に事業が継続できることが望ましいですが、市が認めた場合は変更も可能とする予定です。詳細は入札関係資料に示します。
6	2	1(1)カ	カ 本施設の概要	灰等資源化には、飛灰は含まれないものと考えて宜しいでしょうか。シャフト炉式ガス化溶融方式には、資源化を求められていないため、溶融飛灰は最終処分も可能と考えます。従って、ストーカ式燃焼方式及び流動床式燃焼方式の灰等資源化には飛灰は含まれず、主灰・不燃物等を資源化するものと考えます。	本事業の基本方針は焼却残渣の徹底した利活用です。その方針に沿って「本施設の概要」中の(※)灰等資源化の表現に「各種残渣」を表現しています。その中に焼却飛灰、不燃物、溶融飛灰を含むものとしています。
7	3	1(1)カ	カ 本施設の概要 (処理能力)	【処理施設】660トン／日につき、「2系列」「3系列」の選択は、民間事業者の提案によるものと考えて宜しいでしょうか。	お考えのとおりです。
8	3	1(1)カ	カ 本施設の概要 (その他施設 【処理施設関連】)	②計量棟についてですが、今回は1回計量をご予定でしょうか。	全車2回計量を想定していますが、詳細については入札関係資料に示します。
9	3	1(1)カ	カ 本施設の概要 (その他施設 【処理施設関連】)	「④処理不適物ストックヤード」とありますが、処理不適物の対象物をご教えてください。 (搬入禁止物、焼却処理後の未処理物等)	不法投棄ごみ等の内、廃棄物の処理を著しく困難にし、又は本施設の機能に支障が生ずる物等を指します。詳細は入札関係資料に示します。
10	3	1(1)カ	カ 本施設の概要 (その他施設 【附帯施設、外構施設等】)	見学者等環境学習対応設備は、どの程度の面積、収容人数等を想定されておられますでしょうか。	入札関係資料に示します。
11	3	1(1)カ	カ 本施設の概要 (発電施設)	・・・余剰電力(売り電)の取り扱いについては、全額を事業者の収入とするとありますが、余剰電力の源泉となる発電量はごみの持つエネルギー(総入熱量)であることから、貴市の主分担保となっている[ごみ質][ごみ量]の変動が直接事業費に影響を与えることとなります。 ※なお、余剰電力量は所内動力を除いたものであり、ごみ量・ごみ質の変動割合以上に余剰電力量が影響を受けることとなります。 ◇計画想定しているごみ量・ごみ質が増加または減少した際の運営事業費に対する売電価格相当分の調整方法についてご教えてください。	入札関係資料に示します。

NO.	質問箇所			質問書	質問に対する回答
	ページ	項目番号	項目名	質問内容	回答
12	4	1(1)ケ	ケ 事業スケジュール（予定）	北名古屋衛生組合様が実施する解体工事につき、平成26年度から平成28年度（予定）の予定となっておりますが、事業契約締結後、施工期間の延長が発生した場合、③設計・建設期間、④本施設の引き渡し期限、⑤供用開始、⑥運営・維持管理期間が変更ならびに、それにかかる費用については貴市にてご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	帰責事由が明確に市にある場合はお考えのとおりです。
13	4	1(1)コ	コ 事業期間終了後の措置	「本施設を20年以上の長期に亘り使用することを想定しており」とありますが、事業期間終了後何年程度を公共の用に供する予定でしょうか。また、資源化業務委託契約も運営・維持管理期間（20年間）の一括長期契約に加え、事業期間終了後も再度長期一括契約をご予定でしょうか。	入札関係資料に示します。
14	4	1(1)サ(7) a ①	a いずれの処理方式にも共通する業務 ①本施設の設計及び建設に関する業務	「貴市が提示する調査結果以外に必要な事前調査」につき、想定される具体的調査項目がございましたら、ご教示願います。	入札関係資料をご覧の上、ご検討願います。
15	4, 5	1(1)サ(7) a ①	a いずれの処理方式にも共通する業務 ①本施設の設計及び建設に関する業務	・本施設に係る設計（災害に対応できる施設の強靱化対策を含む） ・本施設に係る建設工事（災害に対応できる施設の強靱化対策を含む） に関して、 民間事業者が実施する業務に「災害に対応できる施設の強靱化対策を含む」とありますが、施設の強靱化対策に向けた基本的な考え方や指針等を入札公告時に公表される予定でしょうか。仮に、建設段階において国の方針に見直しが生じ、施設の構造計画の見直しやそれに伴う工事の遅延が生じた場合は、市のリスクとの理解でよろしいでしょうか。	国などが示す強靱化の理念を念頭に、具体的且つ適切な提案を期待します。 詳細は入札関係資料に示します。
16	5	1(1)サ(7) a ①	a. いずれの処理方式にも共通する業務 ①本施設の設計及び建設に関する業務	「生活環境影響調査等関連の対応業務」とありますが、現時点で御市において、どの業務まで実施されているのでしょうか。また、事業者は落札後に対応する業務としてはどのような内容があるのでしょうか。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律にて求められる業務を指しています。 詳細は入札関係資料に示します。 参考に環境影響評価書をご覧ください。
17	5	1(1)サ(7) a ①	a. いずれの処理方式にも共通する業務 ①本施設の設計及び建設に関する業務	生活環境影響調査等関連の対応業務とありますが、環境影響評価における事後調査のこととの理解でよろしいでしょうか。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律にて求められる業務を指しています。
18	5	1(1)サ(7) a ①	a いずれの処理方式にも共通する業務 ①本施設の設計及び建設に関する業務	民間事業者が実施する業務に「生活環境影響調査関連の対応業務」とありますが、応募者の役割は市が行う生活環境影響調査に対する資料作成及び支援（関連機関との協議・説明等を除く）との理解でよろしいでしょうか。また、住民との協議・説明等は市が主体的に行い、応募者はそれをサポートする立場と考えてよろしいでしょうか。	入札関係資料に示します。
19	5	1(1)サ(7) a ①	a いずれの処理方式にも共通する業務 ①本施設の設計及び建設に関する業務	生活環境影響調査の具体的な調査項目はどのようなものですか。	廃棄物処理施設生活環境影響調査指針を参照願います。
20	5	1(1)サ(7) a ①	a いずれの処理方式にも共通する業務 ①本施設の設計及び建設に関する業務	着工準備として「用地造成」とありますが、旧施設解体工事終了後の用地引渡し条件・状況についてご教示下さい。	入札関係資料に示します。
21	5	1(1)サ(7) a ①	a いずれの処理方式にも共通する業務 ①本施設の設計及び建設に関する業務	着工準備として「インフラ整備関連」とありますが、本事業における整備内容や整備範囲、整備範囲外との取り扱い条件等についてお教え下さい。	入札関係資料に示します。
22	5	1(1)サ(7) a ①	a いずれの処理方式にも共通する業務 ①本施設の設計及び建設に関する業務	着工準備の「インフラ整備」において、余剰電力を販売する場合の電線等の設置は、事業者負担でしょうか。それとも貴市負担でしょうか。貴市負担の場合、提案金額（委託費）とは別精算と考えてよいのでしょうか。	民間事業者の負担とします。詳しくは入札関係資料に示します。

NO.	質問箇所			質問書	質問に対する回答
	ページ	項目番号	項目名	質問内容	回答
23	5	1(1)㉟(7) a ①	a いずれの処理方式にも共通する業務 ①本施設の設計及び建設に関する業務	民間事業者が実施する業務に「土壌汚染対策（衛生組合で実施済み、及び実施予定の部分を除く）」とありますが、土壌汚染は無いとの理解でよろしいでしょうか。土壌汚染調査資料、地質ボーリング調査資料等は入札公告時に添付する予定でしょうか。仮に、土壌汚染が判明した場合は、市のリスクとの理解でよろしいでしょうか。	入札関係資料に示します。
24	5	1(1)㉟(7) a ①	a いずれの処理方式にも共通する業務 ①本施設の設計及び建設に関する業務	電波障害対策について具体的にご教示下さい。	入札関係資料に示します。
25	5	1(1)㉟(7) a ①	a いずれの処理方式にも共通する業務 ①本施設の設計及び建設に関する業務	「近隣地域」における「近隣」とは具体的にどの地域（範囲）を指すのでしょうか。	隣接する地域を指します。
26	5	1(1)㉟(7) a ①	a いずれの処理方式にも共通する業務 ①本施設の設計及び建設に関する業務	「近隣地域対応」につき、想定される具体的項目がございましたら、ご教示願います。	建設や施設運営を円滑に進めるために必要な対応を指します。
27	5	1(1)㉟(7) a ②	a いずれの処理方式にも共通する業務 ②施設の運営及び維持管理に関する業務	「近隣地域対応」につき、想定される具体的項目がございましたら、ご教示願います。	
28	5	1(1)㉟(7) a ②	a いずれの処理方式にも共通する業務 ②施設の運営及び維持管理に関する業務	施設の運営及び維持管理に関する業務において、ISO14001の取得が必要と記載されているが、当該業務を実施する構成員が取得するという理解でよろしいでしょうか。	工場内で継続的に業務を行う者を含めた活動を進めることを想定しており、SPCが取得してください。
29	5	1(1)㉟(7) a ②	a いずれの処理方式にも共通する業務 ②施設の運営及び維持管理に関する業務	ISO14001取得に関し、具体的な取得期限はありますでしょうか。また、施設の所有者である貴市の取得業務をSPCが支援するという理解でよろしいのでしょうか。	運営開始後2年以内にSPCが取得することを想定しており、詳細は入札関係資料に示します。
30	5, 7	1(1)㉟(7) a ② 1(1)㉟ ⑤、⑥ 添付資料4	(P5) a. いずれの処理方式にも共通する業務 ②施設の運営及び維持管理に関する業務 (P7) シ 民間事業者の収入に関する事項 ⑤売電収入、⑥余熱売却収入 (添4) 事業スキーム	余剰電力（売電）の取扱は、FIT制度の利用ができるとの理解で宜しいでしょうか。	お考えのとおりです。
31	5, 7	1(1)㉟(7) a ② 1(1)㉟ ⑤、⑥ 添付資料4	(P5) a. いずれの処理方式にも共通する業務 ②施設の運営及び維持管理に関する業務 (P7) シ 民間事業者の収入に関する事項 ⑤売電収入、⑥余熱売却収入 (添4) 事業スキーム	添付資料4のスキーム図上では売電契約の記載はありませんが、SPCが電力会社等と売電契約を締結し発電事業者となるとの認識で宜しいでしょうか。	お考えのとおりです。
32	6	1(1)㉟(7) b ①	b 焼却灰等や溶融飛灰等を事業用地外に搬出し、別途事業所で資源化する場合の業務 ①焼却灰等の資源化に関する業務	焼却灰等とありますが、焼却灰、焼却飛灰、破碎可燃物、破碎不燃物もこちらに含まれる理解でよろしいでしょうか。尚、焼却処理にて破碎不燃物が未処理のまま灰で発生した場合でも、外部の資源化業者へ委託でだしてもよろしいでしょうか。	焼却処理により可能な限り熱回収を行い、その残渣物を焼却灰として資源化を行うとのことのお考えについては、趣旨に反するものとは考えていません。
33	6	1(1)㉟(7) b ②	b 焼却灰等や溶融飛灰等を事業用地外に搬出し、別途事業所で資源化する場合の業務 ②溶融飛灰等の資源化に関する業務	溶融飛灰等の資源化に関する業務には、焼却飛灰も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	埋立処分は行わない前提のもと、資源化を推進願います。
34	6	1(1)㉟(4) b	(4) 市が実施する業務 b 本施設の運営及び維持管理に関する業務	「灰等資源化に係る委託契約の締結」とありますが、各資源化先ごとに収集・運搬及び資源化の委託を締結する理解でよろしいでしょうか。	各事業者と契約を締結することを考えています。

NO.	質問箇所			質問書	質問に対する回答
	ページ	項目番号	項目名	質問内容	回答
35	6	1(1)サ(イ)b	(イ)市が実施する業務 b 本施設の運営及び維持管理に関する業務	灰等資源化に係る委託契約の締結とありますが、残渣資源化に係る委託契約の締結も同様に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
36	6	1(1)サ(イ)b	(イ)市が実施する業務 b 本施設の運営及び維持管理に関する業務	「灰資源化に係る委託契約の締結」とありますが、灰等を資源化したことの結果を示すものは、どのように貴市が管理されるのでしょうか。	入札関係資料に示します。
37	6	1(1)シ ①	シ 民間事業者の収入に関する事項 ①本施設の設計・建設業務に係る対価	民間事業者が調達する必要がある概算金額を把握するため、現状考えておられる建設時支払金、引渡時支払金および割賦料の算定方法をご教示願います。	入札関係資料に示します。
38	6	1(1)シ ①	シ 民間事業者の収入に関する事項 ①本施設の設計・建設業務に係る対価	本施設の設計・建設工事に係る対価の一部を、建設時支払金、引渡時支払金、当該対価から建設時支払金及び引渡時支払金を控除した残額として支払うとありますが、各種支払金の割合についてご教示ください。	入札関係資料に示します。
39	6	1(1)シ ①	シ 民間事業者の収入に関する事項 ①本施設の設計・建設業務に係る対価	建設工事期間にわたって各年度の出来高に応じて民間事業者に対価を支払うと記載がありますが、出来高の確認はどのように行い、また、支払時期・限度額はどのような内容（例：確認後1ヶ月以内、建設・設計費の2分の1まで）を想定されているのでしょうか。	入札関係資料に示します。
40	6	1(1)シ ①	シ 民間事業者の収入に関する事項 ①本施設の設計・建設業務に係る対価	「割賦料として供用開始後の事業期間にわたって民間事業者に支払う」とありますが、割賦料は貴市の財政支出平準化の観点から、20年間、毎年一定額を御支払頂けると考えて宜しいでしょうか？	入札関係資料に示します。
41	6	1(1)シ ①	シ 民間事業者の収入に関する事項 ①本施設の設計・建設業務に係る対価	建設時支払金および引渡時支払金は各年度の出来高の一部と読み取れますが、供用開始後に支払われる割賦料部分を捉えるためにも、どの程度の対価が支払われるかご教示ください。	入札関係資料に示します。
42	7	1(1)シ ③	シ 民間事業者の収入に関する事項 ③事業用地以外の外部に委託する灰等資源化業務等に係る対価	灰資源化等（運搬及び資源化）の業務は当該企業が廃掃法に準拠して御市より委託を受けることになると考えます。そのため、委託業務の対価として支払も灰資源化等業務を実施する事業者を支払われると理解してよろしいでしょうか。 また、運搬及び資源化の業務は灰の重量に応じて業務対価が決まりますので、灰ベースで支払われると考えてよろしいでしょうか。	入札関係資料に示します。 なお、SPCをして支払うことを想定しています。
43	7	1(1)シ ③	シ 民間事業者の収入に関する事項 ③事業用地以外の外部に委託する灰等資源化業務等に係る対価	市は、灰資源化業務の対価を民間事業者に施設の運営・維持管理業務の対価と共に支払うと記載していますが、灰資源化業務の対価については、市と直接契約する当事者に支払うことは出来ないのでしょうか？	入札関係資料に示します。 なお、SPCをして支払うことを想定しています。
44	7	1(1)シ ③	シ 民間事業者の収入に関する事項 ③事業用地以外の外部に委託する灰等資源化業務等に係る対価	「市は、民間事業者が外部に委託する灰等資源化業務に係る対価を、供用開始後の事業期間にわたって、上記②とともに民間事業者に支払う」とありますが、予定していた資源化の数量を超過した場合に発生する資源化費用および運搬費は、添付資料3「リスク分担表」4. 運営・維持管理段階 番号39に則り、事業者が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	入札関係資料に示します。
45	7	1(1)シ ③	シ 民間事業者の収入に関する事項 ③事業用地以外の外部に委託する灰等資源化業務等に係る対価	灰等資源化業務に係る対価は貴市から民間事業者を支払うこととなっていますが、一方で資源化業務の委託契約は貴市が資源化業者と締結することとなっています。この点について、灰等資源化業務に係る対価は貴市からSPCに対して支払われ、その後SPCが灰等資源化企業／運送企業に対して支払を行う（SPCは支払の代行業務を行う）ものと理解してよろしいでしょうか。また、この場合貴市とSPCと資源化企業（運送業務については運送企業）で3者契約を締結するものと理解してよろしいでしょうか。	入札関係資料に示します。
46	7	1(1)シ ③	シ 民間事業者の収入に関する事項 ③事業用地以外の外部に委託する灰等資源化業務等に係る対価	③事業用地以外の外部に委託する灰等資源化業務等に係る対価とありますが、残渣資源化業務に係る対価も同様に含まれると理解でよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。

NO.	質問箇所			質問書	質問に対する回答
	ページ	項目番号	項目名	質問内容	回答
47	7	1(1)シ ③ 添付資料4	シ 民間事業者の収入に関する事項 ③事業用地以外の外部に委託する灰等資源化業務等に係る対価 (添4)事業スキーム	添付資料4のスキーム図上では貴市と灰等運送企業・資源化企業が委託契約を締結するスキームとなっておりますが、7ページ記載の「民間事業者が外部に委託する～」通りSPCは灰等運送企業・資源化企業と委託契約を締結する理解で宜しいでしょうか。	灰等運搬企業や資源化企業との委託契約は市が行います。詳細については入札関係資料に示します。
48	7	1(1)シ ④ 添付資料4	シ 民間事業者の収入に関する事項 ④資源化物の売却収入 (添4)事業スキーム	SPCは外部委託企業（灰等運送企業・資源化企業）と契約を締結せず（添付資料4のスキーム図には記載なし）、資源化物の売却収入は民間事業者自らが直接売却する（民間事業者の収入に関する事項④に記載）とのことですが、外部委託企業が貴市との契約（添付資料4のスキーム図記載）に基づき資源化したものをSPCに納入し、SPCが販売するスキームを想定されているのでしょうか。それとも、SPCと外部委託企業は貴市との契約とは別に資源化、納入に係る契約を締結する想定なのでしょうか。	外部での資源化においては一般的に資源化物の売却益を相殺して必要な委託料が示されるものと理解しています。 なお、施設内で資源化物が生成する場合にはSPCが自ら売却するものと考えており、売却益を相殺した運営委託料が提案されるものと理解しています。
49	7	1(1)シ ⑥	シ 民間事業者の収入に関する事項 ⑥余熱売却収入	「民間事業者は、余熱の売却を行うことができるものとし、その売却収入の全額を収入とすることができる。」とありますが、想定されている具体的な余熱の売却先をご教示願います。	余熱売却先は、民間事業者の提案によります。詳細は、入札関係書類に示します。
50	7	1(1)シ ⑥	シ 民間事業者の収入に関する事項 ⑥余熱売却収入	①余熱の売却先、供給方法及び供給量等は、応募者が提案するということでしょうか。 ②余熱の売却を行わないことも認められるとの理解でよろしいでしょうか。	余熱売却先は、民間事業者の提案によります。詳細は、入札関係書類に示します。
51	7	1(1)シ ⑥	シ 民間事業者の収入に関する事項 ⑥余熱売却収入	余熱利用先について、貴市の斡旋は有りますでしょうか。また過去に於ける余熱売却先及び本事業実施予定時期に於ける貴市所有の余熱利用先がございましたらご教示ください。	余熱売却先は、民間事業者の提案によります。詳細は、入札関係書類に示します。
52	7	1(1)シ ⑥ 添付資料4	シ 民間事業者の収入に関する事項 ⑥余熱売却収入 (添4)事業スキーム	添付資料4のスキーム図上では、余熱売却先との契約の記載はありませんが、SPCは余熱売却先と契約するとの理解で宜しいでしょうか。	余熱売却先は、民間事業者の提案によります。詳細は、入札関係書類に示します。
53	7	1(1)ス	ス 市が適用を予定している交付金	交付金の適用を予定しているとのことですが、年度ごとに計画された交付額に達しない場合、貴市の責任にてご対応いただくという理解でよろしいでしょうか。	入札関係資料に示します。
54	9	2(2)	(2) 民間事業者の募集及び選定の手順（予定）	平成27年4月に入札公告、入札説明書等の公表・交付から参加表明の受付（資格審査書類の受付）を予定されていますが、参加表明にあたり、事業内容の検討を十分に行いたいため、入札公告、入札説明書に対する質疑回答後に、参加表明書提出として頂けないでしょうか。	「プロセスガイドライン」等にも示されているように、一般的な民間事業者選定手順を予定しています。第1次審査として「資格審査」があり、その後は「資格審査」通過者を相手に「対話」等を予定しております。
55	9	2(2)	(2) 民間事業者の募集及び選定の手順（予定）	平成27年8月事業提案書の受付以後、平成27年11月の落札者の決定前に、提出した提案書についてのヒアリング等説明を行う機会の設定はありますでしょうか。	予定しています。
56	10	2(3)カ	カ 入札公告、入札説明書等の公表	平成27年4月（予定）に入札公告を行う際に公表される「入札説明書等」には設計・建設委託契約（案）および管理・運営委託契約（案）は含まれないとの理解でよろしいでしょうか？	一般的なPFI事業と同様に関係資料は示してまいります。
57	10	2(3)カ	カ 入札公告、入札説明書等の公表	入札公告の際には、北名古屋衛生組合様の旧工場の解体工事完了予定等も具体的にご提示いただくという理解でよろしいでしょうか。	入札関係資料に示します。
58	11	2(3)ケ	ケ 事業提案書の受付	入札保証金の免除に関して、参加資格審査を通過した場合には免除に該当するという理解でよろしいでしょうか。	入札保証金については免除を予定しています。

NO.	質問箇所			質問書	質問に対する回答
	ページ	項目番号	項目名	質問内容	回答
59	11	2(4)7	7 応募者の構成等	外部で灰資源化を行う者は、複数法人で構成しても良いのでしょうか？また、同じ資源化方法でも複数法人で構成して良いのでしょうか？	長期に亘って安定的に資源化が継続可能なような提案が望ましいと考えます。
60	11	2(4)7 ②	7 応募者の構成等	「本施設で発生する灰又は残渣物の運搬を行う者のうち鉄道事業者」とありますが、トラック等で運搬を行う事業者は、他の応募者の協力企業となることは不可と理解してよろしいでしょうか。	トラック等で運搬を行う事業者についても、他の応募者の協力企業となることを認めます。
61	11	2(4)7 ②	7 応募者の構成等	「『本施設で発生する灰又は残渣物の資源化を行う者』及び『本施設で発生する灰又は残渣物の運搬を行う者のうち鉄道事業者』が応募者の協力企業となる場合においては、他の応募者の協力企業となることを妨げない」とありますが、「本施設で発生する灰又は残渣物の資源化を行う者」及び「本施設で発生する灰又は残渣物の運搬を行う者のうち鉄道事業者」が構成員である場合、他の応募者の構成員及び協力企業となることはできないと理解して宜しいでしょうか。	お考えのとおりです。
62	11	2(4)イ	イ 応募者の参加資格要件等	「なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務を兼務することが可能である。」とありますが、(イ)④、(エ)③、(オ)③の監理技術者においてもそれぞれの資格を複数取得している者であれば兼務が可能と考えてよろしいですか。	工事毎に監理技術者の選任が必要であると認識しています。関係規定等に基づき適切に対応いたします。
63	11	2(4)イ	イ 応募者の参加資格要件等	以下3項について要件を満たしている場合は、単独企業による兼務は可能と考えて宜しいでしょうか。 「本施設の建築物等の設計」 「本施設の建築物等の建設」 「本施設の土木構造物の設計・建設」	お考えのとおりです。
64	11	2(4)イ	イ 応募者の参加資格要件等	「本施設の工事監理」は、構成企業の内、協力企業が行うことも可と考えて宜しいでしょうか。	お考えのとおりです。
65	13	2(4)イ(イ)	イ 応募者の参加資格要件等 (イ)プラントの設計・建設を行う者の参加資格要件	破碎選別設備については、特段の参加資格要件はないという理解でよろしいでしょうか。また、運営を行う者の参加資格要件も同様との理解でよろしいでしょうか。	破碎選別設備に係る要件については同様に求めません。
66	14	2(4)イ(カ)③	イ 応募者の参加資格要件等 (カ)工事監理を行う者の参加資格要件	「③本業務に携わる者は1者とする。また、応募者の構成企業の他企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。」とありますが、建築基準法（平成21年国土交通省告示第15号を含む）上の工事監理者については、「代表となる工事監理者」を発注者側職員とし、「その他の工事監理者」を応募者側の管理技術者との理解でよろしいでしょうか。告示上の工事監理に示されている業務のうち、その他の標準業務にあたる「請負代金内訳書の検討及び報告、工程表の検討及び報告、設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告、工事と工事請負契約との照合・確認・報告等、工事請負契約の目的物の引渡し立会等、関係機関の検査立会等、工事費支払いの審査」等は発注者側職員の役割との理解でよろしいでしょうか。	工事監理を行う者は、応募者側が設置する監理技術者とし、発注者側は、監理に対するモニタリングを行います。 PFI事業は、民間事業者内で行われるセルフモニタリングと、発注者がおこなう監視・モニタリングとで事業チェックを行います。
67	14	2(4)イ(キ)①	イ 応募者の参加資格要件等 (キ)運営を行う者の参加資格要件	「①以下に示す要件をすべて満たす一般廃棄物処理施設の運営を行った実績を有すること」ありますが、ご提示いただいている条件を複数の一般廃棄物処理施設で満足すれば応募可能と理解してよろしいですか。また、弊社が出資を行ったSPCの実績も、実績として認めていただけると理解して宜しいでしょうか。	同一の施設が全ての要件を満たす場合としています。また、SPCが他の事業を兼務することを認めないことから実績として認定することは困難と考えます。
68	14	2(4)イ(キ)①	イ 応募者の参加資格要件等 (キ)運営を行う者の参加資格要件	「①以下に示す要件をすべて満たす一般廃棄物処理施設の運営を行った実績を有すること」ありますが、複数の企業で運営に参加する場合は、最低1社がご提示いただいている条件を満たすことで、複数社での応募可能ですか。	お考えのとおりです。

NO.	質問箇所			質問書	質問に対する回答
	ページ	項目番号	項目名	質問内容	回答
69	14	2(4)イ(キ)①	イ 応募者の参加資格要件等 (ホ)運営を行う者の参加資格要件	「5年以上の運営の実績」は、5年以上の運転委託契約実績も該当するものと考えて宜しいでしょうか。	契約の実績ではなく、実際の運営5年以上の実績としています。
70	14	2(4)イ(キ)②、③	イ 応募者の参加資格要件等 (ホ)運営を行う者の参加資格要件	②運転経験を有する技術者を運営開始から1年以上専任で配置できること、また③現場総括責任者としての経験を有する技術者を本事業無現場総括責任者として運営開始後2年以上専任で配置できることとありますが、1名で②および③両方の条件を満足できる場合は、1名の技術者を2年以上専任で配置してよろしいですか。	②は運営を行う技術者全員を指しており、③は現場総括責任者を指しています。③の要件を満たしている技術者が②を兼ねることは可能です。
71	14	2(4)イ(キ)②、③	イ 応募者の参加資格要件等 (ホ)運営を行う者の参加資格要件	②及び③は同一人物でも良いと考えて宜しいでしょうか。	
72	14, 15	2(4)イ(キ) 2(4)イ(ク)①	イ 応募者の参加資格要件等 (ホ)運営を行う者の参加資格要件 (ク)維持管理を行う者の参加資格要件	(キ)運営を行う者の参加資格要件、および(ク)維持管理を行う者の参加資格要件のそれぞれ①に示されている「運営を行った実績」と「維持管理を行った実績」の違いについて、ご教示願います。 例えば、PFI事業、DBO事業、長期運営委託事業の受託実績（元請若しくはSPC代表企業又は構成員の実績）が、(キ)の運営を行った実績でしょうか。それとも、SPCから運転業務を受託した実績なのでしょうか。 同様に、(ク)の維持管理を行った実績とは、SPCから定期整備工事等を含む維持管理業務を受託した実績なのでしょうか。	事業手法を問わず、「運営」はごみ処理施設の操業であり、「維持管理」はごみ処理施設の点検・補修等を指すと考えています。
73	14, 15	2(4)イ(キ)③ 2(4)イ(ク)②	イ 応募者の参加資格要件等 (ホ)運営を行う者の参加資格要件 (ク)維持管理を行う者の参加資格要件	「運営を行う者」と「維持管理を行う者」が同一企業である場合、(ク)②は、(キ)③も含むものと考えて宜しいでしょうか。	お考えのとおりです。
74	15	2(4)イ(ケ)	イ 応募者の参加資格要件等 (ケ)発生する灰又は残渣物の資源化を行う者の参加資格要件	その他の参加資格要件では、「5年以上」の稼働実績や運営の実績を要件としています。本施設外の民間事業者に対し、灰又は資源化物の資源化を行う業務を委託する前提において、本施設以上に要件を規制するのが一般的と認識いたしますが、貴市のお考えをご教示ください。	プラントの設計・建設、運営はそもそも一般廃棄物の処理実績が前提であることから安定稼働の実績を5年以上としており、灰等の資源化については一般廃棄物の処理実績は短くともその他の廃棄物も含めた実績を有することで要件は適正であると考えています。
75	15	2(4)イ(ケ)	イ 応募者の参加資格要件等 (ケ)発生する灰又は残渣物の資源化を行う者の参加資格要件	灰の資源化を行う者及び灰の運送を行う者は、名古屋市の入札参加資格を要する必要がありますか？	資格要件に明確な記載がありませんでしたが、構成企業すべてに対して平成27年度及び平成28年度名古屋市競争入札参加資格審査において必要な申請区分等の競争入札参加資格を有すると認定されていることを求めます。 詳細は入札関係資料に示します。
76	15	2(4)イ(ケ)①	イ 応募者の参加資格要件等 (ケ)発生する灰又は残渣物の資源化を行う者の参加資格要件	「発生する灰又は残渣物の資源化を行う者の参加資格要件において、提案する資源化と同様の資源化を行った実績を有すること」とありますが、資源化業務委託契約先の処理実績を有することの確認にとどまり、過去の処理実績量等処理規模の実績については求めないとの理解でよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
77	19	2(6)イ	イ 特別目的会社の設立等	本社は施設の所在地に置くことでよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
78	19	2(6)イ	イ 特別目的会社の設立等	特別目的会社を北名古屋市内に設立するものとありますが、公的主体が名古屋市であることから、名古屋市内に設立することでもよろしいでしょうか。 また、本施設完成後は、本施設内に特別目的会社を移転させることでよろしいでしょうか。	SPCの組成段階等、施設の所在地に設置できない段階においては「北名古屋市」内での設置と考えており、施設完成後はお考えのとおりです。

NO.	質問箇所			質問書	質問に対する回答
	ページ	項目番号	項目名	質問内容	回答
79	20, 21	3(4) 7	7 モニタリングの目的	貴市が、「民間事業者の財務状況を把握するために、監視、測定や評価等のモニタリングを行う。」とございますが、添付資料4事業スキーム記載の金融機関も破綻の可能性を最小化するための監視、測定の評価等のモニタリングを行うという理解でよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
80	22	4(1) 4	4 都市計画決定について	事業者側で都市計画関係の業務は何かあるのでしょうか。	特にありません。
81	22	4(2) 7	7 特定事業に係る事業用地等の管理	「事業用地について、市は、衛生組合から無償による借用を予定しており」とありますが、仮に有償による借用となった場合には、「1(1) サ(イ)市が実施する業務(6ページ)」にて「事業用地の安定確保」とありますので、用地確保に係る費用は貴市の負担との理解でよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
82	23	6(2) 7 ②	7 民間事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	「民間事業者が倒産又は財務状況が著しく悪化し～市は事業契約を解除することができるものとする。」とありますが、財務状況が著しく悪化とは具体的にはどういった状況を指すのか、指標がありましたらご教示下さい。	入札関係資料に示します。
83	24	6(2) 7 ③	7 民間事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	事業契約解約時の損害賠償の記載がございますが、ペナルティ(違約金額)はどのような内容を想定してますでしょうか。金融機関としましては、違約金がSPCにキャッシュリザーブをお願いしておりますので、事業の効率の観点からは違約金は小額の方が良いと考えております。【例】1事業年度分の運営・維持管理のサービス対価の10%程度】	入札関係資料に示します。
84	24	6(3)	(3) 金融機関と市との協議	①金融機関と「直接協定を結ぶことがある」とありますが、直接協定を締結しない前提での資金調達方法、即ちプロジェクトファイナンス以外の資金調達手法を採用するお考えもあるということでしょうか。 ②上記①を是とされる場合、PFI法に基づく事業実施という前提より、選定事業者による事業の実施が困難となった場合又はそのおそれがある場合などに、直接協定を根拠とした金融機関によるステップインライトの設定は、公共サービスを継続的かつ安定的に供給する観点からは、地方公共団体にとっても意義ある協定と認識しておりますが、直接協定を締結するか否か、および直接協定で維持されるサービス提供の安定性・継続性維持の代替策も含め、事業者提案に委ねられ、かつ評価対象になるという理解でしょうか。	プロジェクトファイナンスを採用することとし、金融機関とは直接協定を締結します。 詳細につきましては、入札関係資料に示します。
85	24	7(2) 7	7 交付金の取り扱い	循環型社会形成推進交付金制度における高効率ごみ発電施設の交付要綱に従い交付対象施設とするとあります。破砕選別設備についてはマテリアルリサイクル推進施設の交付対象施設とするものと考えてよろしいでしょうか。	破砕選別設備についても高効率ごみ発電施設の前処理設備と想定しています。
86	24	7(3)	(3) その他の支援に関する事項	「市は、事業実施に必要な許認可等に関し、必要に応じて支援を行う」とあります。事業用地が北名古屋市にありますので、ここで言う「市」とは、貴市、及び北名古屋市様のことと理解してよろしいでしょうか。	自治体間の協力が必要な場合も想定されますが、基本的には「名古屋市」が民間事業者の相手方となります。
87	24	7(3)	(3) その他の支援に関する事項	「市は、事業実施に必要な許認可等に関し、必要に応じて支援を行う」とありますが、名古屋市の他、北名古屋市様、豊山町様及び衛生組合様からも、事業実施に必要な許認可等に関して必要に応じて支援をいただけることと理解してよろしいでしょうか。	自治体間の協力が必要な場合も想定されますが、基本的には「名古屋市」が民間事業者の相手方となります。
88		添付資料1	(添1) 事業計画予定地	解体工事の予定がH28年度とありますが、建設工と重複する期間が生じるのでしょうか。	設計期間中に解体工事が終了すればよいと考えており、解体工事終了時の状況については、入札関係資料で示します。

NO.	質問箇所			質問書	質問に対する回答
	ページ	項目番号	項目名	質問内容	回答
89	資料3-1	添付資料3	(添3) リスク分担表	急激な物価変動による運営・維持管理費用の増加は市の負担とありますが、どのような基準、どの時点で判断するのでしょうか。金融機関としましては、物価変動により生じるコスト増への対応（キャッシュリザーブや劣後ローン枠の設定等）をSPCにお願いしておりますので、事業の効率の観点からは、実態に合った基準・頻度にしていただく方が良いと考えております。	入札関係資料に示します。
90	資料3-1	添付資料3 1.	(添3) リスク分担表 1. 共通事項 法制度（税制度含む）	事業提案書の提出から契約締結までの期間に法制度の新設・変更があった場合のリスク分担については、本リスク分担表に準ずるものと考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
91	資料3-1	添付資料3 1.	(添3) リスク分担表 1. 共通事項 マーケットリスク	事業契約における建設段階でのスライド条項については、名古屋市工事請負契約約款と同様に「全体スライド」「単品スライド」「インフレスライド」の各条項を規定いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	入札関係資料に示します。
92	資料3-1	添付資料3 1.	(添3) リスク分担表 1. 共通事項 金利変動	基準金利の決定日の想定時期についてご教示下さい。また期間中に基準金利の見直しを実施とありますが、見直しの頻度についても合わせてご教示願います。	入札関係資料に示します。
93	資料3-1	添付資料3 1.	(添3) リスク分担表 1. 共通事項 金利変動	基準金利の決定指標等、詳細については、要求水準書等により別途示されるものと考えて宜しいでしょうか。	入札関係資料に示します。
94	資料3-1	添付資料3 1.	(添3) リスク分担表 1. 共通事項 物価変動	急激な物価変動（インフレ・デフレ）に伴う事業者の経費の増減によるものと一定範囲の物価変動に伴う事業者の経費の増減によるものの判定について、具体的な指標がございましたらご教示下さい。	入札関係資料に示します。
95	資料3-1	添付資料3 1.	(添3) リスク分担表 1. 共通事項 物価変動	物価変動の指標（消費者物価指数等）詳細については、要求水準書等により別途示されるものと考えて宜しいでしょうか。	入札関係資料に示します。
96	資料3-2	添付資料3 4.	(添3) リスク分担表 4. 運営・維持管理段階	「資源化」につき、搬入されるごみ質等（放射性物質等）に起因し、資源化処理が達成できない場合は、負担範囲について協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	合理的な範囲内で民間事業者と協議を行う考えです。
97	資料3-2	添付資料3 4.	(添3) リスク分担表 4. 運営・維持管理段階 施設・設備損傷 46	「火災等に対する消火、復旧、修復等に係る負担に関するもの」のうち、「大規模な火災等を誘発する廃棄物に伴う費用負担は市」となっておりますが、事業者が負担すべきものは「事業用地において生じた火災等に対する消火、復旧、修復等」に要した費用も貴市よりご負担いただくという理解でよろしいでしょうか。	市は「大規模な火災等を誘発する廃棄物に伴う費用」についてののみ負担します。
98	資料3-2	添付資料3 5.	(添3) リスク分担表 5. 契約終了段階 施設性能 51	事業終了時における施設の性能確保に関するものは事業者となっていますが、本施設は20年以上使用することもあり、具体的には「以上」とは何年程度と考えればよろしいでしょうか。	事業期間終了後の予定は現時点では明示できませんが、長寿命化を見据えた適切な（大規模修繕も含む）修繕計画等のご提案を受けたいと考えています。 詳細は入札関係資料に示します。
99		添付資料4	(添4) 事業スキーム	SPCが電力会社と売電契約を締結し発電事業者となる場合、売電契約の前提となる発電施設の利用権等（添付資料4のスキーム図には記載なし）が付与される想定で宜しいでしょうか。	ごみ処理業務を通じて発生した成果として、民間事業者の収入と考えています。
100		添付資料4	(添4) 事業スキーム	発電施設の利用権等が付与される場合は、発電施設の利用権等の金額はどのような想定でしょうか。また、利用権等は償却対象であり償却費の税務上の費用計上は可能なもので、償却期間と事業期間は基本的には一致する理解で宜しいでしょうか。	発電施設の利用料等は想定していません。

NO.	質問箇所			質問書	質問に対する回答
	ページ	項目番号	項目名	質問内容	回答
101		添付資料4	(添4)事業スキーム	SPCは、灰等運送企業及び残渣資源化企業の業務管理を行うこととなっておりますが、具体的に業務管理とはどのような業務内容であるかご教示いただけますようお願いいたします。 また、業務管理を行う上では、貴市、資源化企業（運送業務については運送企業）、SPCの3者を当事者として3者契約を締結するものと理解してよろしいでしょうか。	入札関係資料に示します。
102		添付資料4	(添4)事業スキーム	事業スキーム上、金融機関とSPCの融資契約はプロジェクトファイナンスでしょうか？他資金調達手段は御考えでしょうか？ 例えばSPCの親会社からSPCへのコーポレートファイナンスでは、本事業に当該親会社のリスク（倒産等）が色濃く内包されますが、リスクが万が一にも顕在化しない対策を施せば提案可能でしょうか？ また、コーポレートファイナンスの場合、本事業に対する金融機関の厳密なチェックが働きづらくなること、及び金融機関の本事業継続への誘因性が薄れると考えますが、プロジェクトファイナンスと同等以上の金融機関のチェック機能、及び事業継続の誘因性が確実に保たれるならば提案可能でしょうか？	プロジェクトファイナンスを想定しており、金融機関とは直接協定を締結します。 詳細につきましては、入札関係資料に示します。

実施方針に対する意見及び回答

NO.	意見箇所			意見書	意見に対する回答
	ページ	項目番号	項目名	意見内容	回答
1	1	1(1)オ(7)	オ 本施設整備・稼働の基本方針 (7)焼却残渣の徹底した利活用ができる施設	「焼却灰等も資源化」とありますが、熔融や焼成等により資源化したものについて、一時的に売却先が困難である等の理由により、やむを得ず最終処分場への埋立処理をすることについてご許可いただけますでしょうか。	入札関係資料で示します。
2	1	1(1)オ(9)	オ 本施設整備・稼働の基本方針 (9)災害等に強靱であり、その後の復旧等に十分配慮した施設	「本事業用地はかつて内水氾濫も含めて水害のあった地域であり、…」とあります。北名古屋市ハザードマップでは、当該地の浸水深さが明確ではありませんので、要求水準書で求められている地盤高さを具体的にお願いします。	入札関係資料で示します。
3	3	1カ	カ 本施設の概要 (発電施設)	・・・余剰電力（売り電）の取り扱いについては、全額を事業者の収入とするとありますが、計画想定しているごみ量・ごみ質が増加または減少した際には運営事業費に対する売電価格相当分を調整していただくをお願いします。	入札関係資料で示します。
4	4	1(1)ケ	ケ 事業スケジュール(予定)	割賦金利の基準金利決定日は、施設引渡日の2銀行営業日前でお願いできますでしょうか。引渡日の数ヶ月前に基準金利が決定する建付けの場合、天候不順等により施設の建設が遅れ、引渡日が遅れますと、金融機関は一旦決定した金利を解約する必要性が生じ、ブレイクファンディングコスト等の解約費用を業者に請求することとなります	基本的には本市の考え方と同じです。詳細につきましては入札関係資料で示します。
5	5	1(1)サ(7) a ①	a いずれの処理方式にも共通する業務 ①本施設の設計及び建設に関する業務	「インフラ整備関連」とありますが、応募者の段階では電力事業者と詳細な打合せが難しく、正確な金額を算定するのが困難であるため、御市のご負担としていただくか、具体的な工事負担金額を統一してご提示いただけますようお願いいたします。	主な整備見込み額につきましては、入札関係資料で示します。
6	5	1(1)サ(7) a ①	a いずれの処理方式にも共通する業務 ①本施設の設計及び建設に関する業務	「インフラ整備関連」とありますが、電力工事負担金が民間事業者側所掌となる場合には ① 民間事業者側がそれぞれに電力事業者と協議する場合でも、御市が電力事業者と協議された内容は全て開示願います。 ② 電力事業者による工事負担金算出期間は数か月必要と想定されますので、予め電力事業者に対して協力量請と期間の確認を行っていただき、その内容を見積条件とスケジュールに反映いただきたく願います。	主な整備見込み額につきましては、入札関係資料で示します。
7	5	1(1)サ(7) a ②	a いずれの処理方式にも共通する業務 ②施設の運営及び維持管理に関する業務	資源化物の有効利用（地産地消）に関し、名古屋市様、北名古屋市様、豊山町様のご協力をお願いします。（例）公共工事での資源化物の利活用等	基本的には民間事業者にて利活用を推進願います。
8	10	2(3)キ	キ 参加表明の受付（資格審査書類の受付）、資格審査結果の通知	資格審査に必要な書類のうち、応募者の参加資格要件として配置を予定する監理技術者の資格者証を有する者の氏名・経歴等の記載書類の提出を求める場合、資格審査書類の受付（平成27年4月）から事業契約の締結（平成28年3月）まで1年近くあるため、複数名の候補者の提示を可としていただくか、事業契約の締結時に同等の経歴の者への変更も可能であるとして頂きますようご検討願います。	お考えに沿った方向で検討します。
9	11	2(4)7②	7 応募者の構成等	灰又は残渣の運搬を行う者のうち鉄道事業者のみが他の応募者となることができるとなっていますが、資源化を行う企業にとって残渣を搬入する運搬企業も限定されるため、鉄道事業者のみならず、灰を運搬する企業全般とする必要があると考えます。	トラック等の運搬事業者についても、他の応募者の協力企業となることを認めます。
10	11	2(4)7②	7 応募者の構成等	2行目に「・・・及び「本施設で発生する灰又は残渣物の運搬を行う者のうち鉄道事業者」が応募者の協力企業となる場合においては、他の応募者の協力企業となることを妨げない。」との記載があります。灰又は残渣物の資源化を行う場合、他の協力企業となる資源化企業が運搬も請け負うことを想定して、鉄道事業者以外の運搬事業者も他の応募者の協力企業となれるよう配慮をお願いします。	
11	11	2(4)7②	7 応募者の構成等	灰又は残渣物の運搬を行う者のうち、鉄道事業者のみが他の応募者の協力企業となることを容認されています。灰又は残渣物の資源化を行う者は多数あるものではありません。また、灰又は残渣物の運搬を行う者は資源化を行う者から指定されることもあります。従いまして、鉄道事業者以外の灰又は残渣物の運搬を行う者と資源化を行う者は他の応募者の協力企業となることを認めていただきたい。	
12	11	2(4)7②	7 応募者の構成等	構成企業は、条件付で他で応募する構成企業になり得るとなっております。その中で、灰の運送を行う者で他への応募が可能なのは、鉄道事業者となっておりますが、トラック業者も認めていただくことは出来ないのでしょうか？ （資源化業者の場内及び周辺の事情を熟知した運送業者は限られており、資源化業者が他で応募する構成企業になった場合、運送業者もその応募に参加できるようにしていただきたい為）	